

西尾市一般競争入札（物品等）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、西尾市契約規則(昭和39年規則第29号（以下「契約規則」という。))に定めるもののほか、市が行う物品等の一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 物品の購入をいう。
- (2) 登録業者 契約規則第5条第1項の規定により入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査を受け入札の参加資格を有する者として、登録者名簿（あいち電子調達共同システム（物品等）（以下「あいち電子システム」という。）を含む。）に登録された業者をいう。
- (3) 入札参加者 契約規則第8条に規定する公告事項に該当し確認された入札業者をいう。
- (4) 電子入札 あいち電子システムを利用して行う入札や開札をいう。
- (5) 事後審査型 入札参加者の資格確認を開札後におこなう入札方式をいう。
- (6) 落札候補者 事後審査方式の開札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札者をいう。

（適用の範囲）

第3条 この要綱は、市が発注する予定価格が150万円を超える物品等の入札について適用する。

（入札参加資格）

第4条 一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 公告日において本市の入札参加資格者名簿（物品等）に登録されている者
 - (2) 契約規則第8条に規定する公告事項に該当する者
 - (3) 市税等に未納の額がない者
 - (4) 西尾市競争入札参加停止措置要綱により競争入札の参加を停止された場合において、その停止期間を経過している者
 - (5) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (6) 西尾市が行う調達契約からの暴力団等排除に関する要綱により排除措置をされた場合において、その措置期間を経過している者
- 2 入札参加者が前項第2号から前項第6号までのいずれかに該当し得ない者となった場合は、そのものに対して行った当該物品等の第8条第2項の競争入札参加資格確認通知書を破棄し、入札に参加させないものとする。
- 3 第1項第2号の規定に基づき入札ごとに資格を定める場合は、別表第1に定める基準に従うものとする。

(入札の公告)

第5条 入札実施がある場合は、隔週の月曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌開庁日）に公告を行うものとする。ただし、必要に応じて契約担当者は前段に定める日以外にも行えるものとする。

(入札の公告事項)

第6条 公告事項は、契約規則第8条に掲げるものとする。

2 前項の公告の写しについては、契約検査担当課及びあいち電子システムの入札情報サービスにおいて閲覧することができる。

(入札参加申請)

第7条 登録業者の内、前条第1項の資格該当者で入札参加を希望する者は、公告により指定した期間に契約検査担当課に一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及びその他必要な書類等（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。ただし、電子入札の場合は、西尾市電子入札（物品等）実施要領の定めるところによる。

(参加資格の確認)

第8条 契約担当者は、前条に掲げる申請書等に基づき第4条に規定する入札参加資格を確認するものとする。

2 前項による確認を行い、入札参加資格の有無については、競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、電子入札の場合は、西尾市電子入札（物品等）実施要領の定めるところによる。

(事後審査型)

第9条 事後審査型の場合は、第3条、第4条第1項、同条第3項及び第5条から前条第1項までの規定を準用し、第7条の一般競争入札参加資格確認申請書を一般競争入札参加申込書、同条及び前条第1項「申請書等」を「申込書等」と読み替えるものとする。

2 前条第1項に定める資格の確認は、落札候補者の中で最低の価格をもって入札した者からおこなうものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

一般競争入札参加資格要件運用基準

物品等の一般競争入札において求める参加資格要件の運用基準は、営業種目に関わらず以下のとおりとする。

区 分	内 容
1 地域要件	<p>(1) 地域要件の基準は、次のアからオの順のとおりとする。</p> <p>ア 市内業者を要件とする場合（市内本店業者） 市内本店業者で当該営業種目の取扱いが可能な者が指名業者選定内申書作成要領1（3）の該当箇所の業者数以上ある場合</p> <p>イ 市内契約締結店を要件とする場合（市内本店業者及び準市内業者） 市内に契約締結店を有する業者で当該営業種目の取扱いが可能な者が指名業者選定内申書作成要領1（3）の該当箇所の業者数以上ある場合</p> <p>ウ 市内及び隣接自治体内契約締結店を要件とする場合（市内、隣接自治体内本店業者及び支店業者） 市内及び隣接自治体に契約締結店を有する業者で当該営業種目の取扱いが可能な者が指名業者選定内申書作成要領1（3）の該当箇所の業者数以上ある場合</p> <p>エ 三河地区内契約締結店を要件とする場合（三河地区内本店業者及び支店業者） 三河地区内に契約締結店を有する業者で当該営業種目の取扱いが可能な者が指名業者選定内申書作成要領1（3）の該当箇所の業者数以上ある場合</p> <p>オ 愛知県内契約締結店を要件とする場合（県内本店及び支店業者） 県内に契約締結店を有する業者で当該営業種目の取扱いが可能な者が指名業者選定内申書作成要領1（3）の該当箇所の業者数以上ある場合</p> <p>(2) 前号の場合以外において、特に必要と思われる場合は、この限りでない。</p>

2 実績要件

(1) 参加資格要件として求める1件あたりの契約実績の基準は、次のとおりとする。

区分 予算額又は積算金額	求める契約実績 (物品購入)
1億円以上	2,000万円以上
5,000万円以上1億円未満	1,000万円以上
1,000万円以上5,000万円未満	200万円以上
500万円以上1,000万円未満	100万円以上
150万円を超え500万円未満	50万円以上

(2) 参加資格要件として求める契約実績は、官公庁に限る。

(3) 特別の事由により契約検査担当課長が認める場合は、この基準によらないことができるものとする。

3 契約実績期間

契約実績期間の基準は、次のとおりとする。

(1) 原則、発注年の4月を基準として過去2年間における当該営業種目の契約実績を求めるものとする。

(2) 特殊な技術を要する営業種目又は需要が極めて少ない物品と判断される場合は、過去の契約実績等を考慮して2年を超えて設けることができるものとする。

(3) 年間をとおして頻繁に発注があると判断される営業種目の場合には、求める契約実績期間を短縮することができるものとする。

[様式第1号](#)

[様式第2号](#)